2	「使用人」とは、株式会社商工組合中央金庫の会社役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。		
3	「子会社及び子法人等の会社役員及び使用人」とは、株式会社商工組合中央金庫の会社役員又は使用人を兼ねている子会社の会社役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の会社役員及び使用人をいうものとする。		
4	その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。		
6～12	［略］	5～11	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）別紙様式第一号第２記載上の注意１⑵⑩及び１⑷、同様式第３記載上の注意４、新規則別紙様式第三号第２２記載上の注意１⑵⑩及び１⑷、同様式第２３⑴記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号。以下「法」という。）第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る中間業務報告書（同項の中間業務報告書をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

２　新規則別紙様式第一号第２の表及び第４の表並びに新規則別紙様式第三号第２２の表及び４の表の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

３　新規則別紙様式第二号第２記載上の注意１⑵⑩及び１⑸、同様式第３記載上の注意８、新規則別紙様式第四号第２２記載上の注意１⑵⑩及び１⑸、同様式第２３⑴記載上の注意１並びに同様式第２３⑶記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（法第四十一条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る業務報告書（法第五十一条第一項の業務報告書をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

４　新規則別紙様式第二号第２の表、同様式第２記載上の注意１⑶、同様式第４の表、新規則別紙様式第四号第２２の表、同様式第２２記載上の注意１⑶及び同様式第２４の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

５　新規則別紙様式第五号第１の中間貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び１⑷並びに同様式第１の中間損益計算書記載上の注意４の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等（法第五十二条第一項に規定する中間貸借対照表等をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。

６　新規則別紙様式第五号第１の中間貸借対照表及び同様式第２の中間貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間貸借対照表等については、なお従前の例による。

７　新規則別紙様式第六号第１の貸借対照表記載上の注意１⑵⑩及び１⑸並びに同様式第１の損益計算書記載上の注意８の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表等（法第五十二条第一項に規定する貸借対照表等をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。

８　新規則別紙様式第六号第１の貸借対照表記載上の注意１⑶及び同様式第２の貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。

９　新規則別紙様式第七号第１の中間連結損益計算書記載上の注意１並びに同様式第１の中間連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等（法第五十二条第二項に規定する中間連結貸借対照表等をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

10　新規則別紙様式第七号第１の中間連結貸借対照表及び同様式第２の中間連結貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する中間事業年度に係る中間連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

11　新規則別紙様式第八号第１の連結貸借対照表記載上の注意２⑵⑩及び２⑸、同様式第１の連結損益計算書記載上の注意２⑵⑩及び２⑷、同様式第１の連結損益及び包括利益計算書記載上の注意１並びに同様式第１の連結貸借対照表等（法第五十二条第二項に規定する連結貸借対照表等をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

12　新規則別紙様式第八号第１の連結貸借対照表、同様式第１の連結貸借対照表記載上の注意２⑶及び同様式第２の連結貸借対照表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等について適用し、同日前に終了する事業年度に係る連結貸借対照表等については、なお従前の例による。

（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部改正）

第三条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（令和二年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

内閣府
経済産業省

表改正前欄及び改正後欄の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第二号第２記載上の注意１中「⑻」を「⑼」に、「⑼」を「⑽」に、「⑽～㉙」を「⑾～㉚」に改め、表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第四号第２２記載上の注意１中「⑹」を「⑺」に、「⑺」を「⑻」に、「⑻～㉓」を「⑼～㉔」に改め、表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第六号第１の貸借対照表記載上の注意１中「⑻」を「⑼」に、「⑼」を「⑽」に、「⑽～㉚」を「⑾～㉛」に改め、表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第八号第１の連結貸借対照表記載上の注意２中「⑹」を「⑺」に、「⑺」を「⑻」に、「⑻～㉔」を「⑼～㉕」に改める。